

 書評

長瀬修, 東俊裕, 川島聡 編

障害者の権利条約と日本

概要と展望

伊藤哲寛

2006 年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」が 2008 年に発効した。

本書は条約制定に直接的、間接的にかかわってきた当事者、実務家、研修者による共著である。条約制定までの経緯とその到達点が、日本政府の功罪相半ばする役割も含めて、詳しく論じられている。通常の解説書とはひと味違う思想の書でもあり、読みごたえがある。

第 1 章「障害者の権利条約の成立」と第 2 章「障害に基づく差別の禁止」では条約制定の必然性と条約全体を貫く理念が解説される。世界人権宣言、自由権規約、社会権規約などで平等と差別禁止が謳われているにもかかわらず、障害者について明示的に言及されていないために障害者の人権が軽視されてきた。それゆえに障害者の「自由権」と「社会権」を同時に満たす混成条約が必要であったという。条約は、障害概念を障害者個人に還元しようとする「医学的モデル」ではなく、障害を社会的構築物としてとらえる「社会モデル」に依拠し、差別についても「直接的な差別」に加えて「合理的配慮を怠ること」も差別であるとする幅広い「差別概念」を採用している。精神科における入院医療、リハビリテーション、社会的入院解消、居住権保障なども「自由権」「社会権」「拡大された差別概念」をキーワードに点検されるべきであろう。

第 3 章「強制医療・強制収容」は精神科入院医療の根幹にかかわるテーマである。この章の著者は、条約に「強制入院禁止条項」は取り入れられなかったが、身体的自由および安全、個人のインテグリティの保護などを定めた諸条項から、医療観察法と精神保健福祉法による強制入院は条約違反となるとする。しかし、この解釈についてはさらなる検討が必要だろう。

第 4 章「司法へのアクセス」では、コミュニケーション障害を持つ障害者の自己防衛権をどう保障していくのか、アドボカシー制度確立との関連で具体的な課題を呈示する。

第 5 章「手話・言語・コミュニケーション」と第 6 章「教育」では、「インクルージョン」概念をめぐるの関係者間の意見の食い違いとその止揚過程がわかりやすく解説され、この概念の理解を深めてくれる。

第 7 章「労働」では障害者の代替的(保護的)雇用の問題を労働権との関連で扱い、最後の第 8 章「自立生活」では「自立概念」をめぐる問題、特にわが国の福祉関連法における「自立」の定義がはらむ問題を指摘する。

なお、政府仮訳(すなわち政府の条約解釈)に問題があることが複数の章で指摘され、巻末に載せられた条約の「英語正文」「日本政府仮訳」「(本書の執筆者である)川島・長瀬仮訳」の対比が興味深い。たとえば、政府仮訳はインクルージョン(inclusion)を「受け入れられること」としているが、これはインクルージョンを障害者の側の課題としてとらえている点で誤っており、敢えて訳すなら「受け入れること」として社会の側の責任を明確にすべきであるという。また、政府はインテグリティ(integrity)を「個人が健全であること」と訳しているが、著者らの仮訳「不可侵性」がより適切であろう。

本書を読むと、わが国の条約批准には国内法令の徹底した点検が必要であることがわかる。しかし、障害者基本法の一部改正によって条約を批准してしまおうとする国の動きもある。内実の伴わない形式的な批准となる可能性もある。それを防ぐためにも多くの関係者に本書を読むことを勧めたい。

本書では、第 3 章を除いて、精神障害領域に特有な問題、たとえば医療法、精神保健福祉法、医療観察法などと条約の関係について具体的には触れられていない。条約批准を前にして、権利保障という視点から精神保健・医療・福祉の問題を洗い出す作業が急がれる。

(前・北海道立精神保健福祉センター所長)

●A5 312 頁 2008 定価 2,940 円(本体 2,800 円+税) 生活書院